

八幡城陽線上津屋橋（流れ橋）の通行止解除について

平成30年6月6日
京都府道路建設課
075-414-5252
京都府山城北土木事務所
0774-62-1731

木津川に架かる八幡城陽線上津屋橋（流れ橋）は、平成29年10月21～22日の台風21号接近による豪雨により流出し、全面通行止としておりましたが、このたび、復旧工事が進み、通行止を解除する予定ですのでお知らせします。

1 工事概要

工 事 名：道路一般単独災害復旧（道管）工事、橋りょう維持修繕工事

工事場所：八幡市上津屋～久御山町佐山地内

工事延長：356.5m

実施概要：上部工 再設置39基

その他、修繕として部材の交換等を実施

2 通行止解除

平成30年6月8日（金）午後1時より通行可能

※バイク、自転車は必ず、押して通行願います。

<参考>

・橋の概要

架 設 当初：昭和28年3月

平成28年3月に構造形式を見直し再架設

橋 長 356.5m（13連構造、1連あたり約27m。1連に3基が連結）

幅 員 3.3m（有効幅員 3.0m）

構 造 木造橋 39径間

出水時に一定水位に達すると、全長を13連に分割して橋脚にワイヤーロープで連結された上部工が流れる仕組み

利用者 歩行者（バイク、自転車は降りて押せば通行可）



[左岸八幡市側から久御山町側を望む]

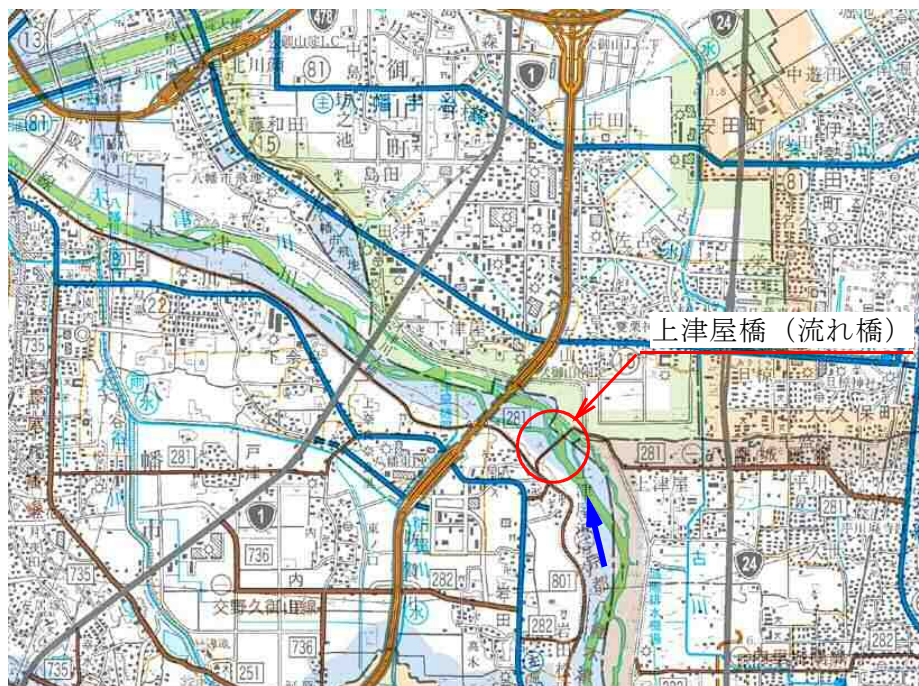


<被災状況>



<復旧状況>

[位置図]



京都府広報監 まゆまる

～ 京都府報道発表資料 ～